

# 基礎研 レポート

## フランスにおける少子化社会脱却への 道程の段階的考察

－出生率 2.0 を早期達成したフランスの少子化対策を  
日本に活かすことは出来るのか－

生活研究部 研究員 天野 馨南子  
amano@nli-research.co.jp

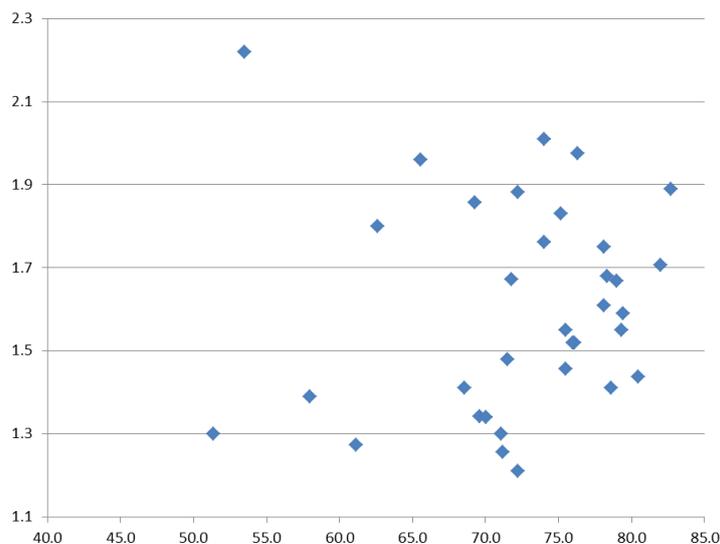
### はじめに － 女性活躍推進と脱少子化は両立するのか

人口減少社会が到来し、経済成長の根幹となる労働力をどう維持するか？という観点から女性活躍推進ならびに少子化対策が喫緊の課題となっている現在の日本。

本稿では、合計特殊出生率<sup>1</sup>2（以下、出生率）を維持し続け、先進国において出生率独走を続けているフランスに関して「何が出生率に効いているのか」についての先行研究をまとめ、日本の出生率上昇にどのような示唆が得られるのか、または得られないのか考察をしたい。

その前段として、そもそも女性活躍推進と少子化対策は両立するものなのか、という極めてシンプルな疑問について、ひとつ、データを示したい。

【図表 1】OECD加盟国における女性労働力率と出生率の分散図（縦軸：出生率 横軸：女性労働力率）



（資料）OECD Family Database より筆者作成。データは全て 2013 年のデータ。

図表1は縦軸が出生率、横軸が25歳から54歳の年齢に属する女性の労働力率を示したものである。経済先進国と言われるOECD諸国の2013年時点においては、女性が社会進出を果たすことが出生率にマイナスに作用している様子は図表1の分散図からは見て取れない。もし女性労働力率が上がる(女性が社会進出する)ことで出生率が下がるのであれば、右下がりの分散が見られるはずであるが、それは全くない。

視覚的にはやや右上がり、つまり女性労働力率が上がると出生率も上がる図のように見えなくもない。しかしながらこれに関しては、図表の出生率と女性労働力率の相関分析(2データ間の関係性の強さを知るための分析)を行う限りでは、特に相互の関係性は見られなかった<sup>ii</sup>。

つまり、OECD諸国においては「出生率と女性労働力率には関係性がみられない」ことが相関分析からは推測される。2013年において、先進国レベルで見れば、女性の社会進出が出生率に直接的に影響している(出生率の上昇下落に関係している)と統計上からはいえない。

では、OECD諸国ではなく、日本国内についてだけの両者の関係をみるとどうであろうか。これについて筆者は昨年7月に発表した「都道府県別出生率と『女性活躍』- データ分析が示す都道府県別出生率と働く女性の関係性 -」にて示した(図表2)。

15歳から60歳以上までの全女性の労働力率と出生率には関係性が見られなかったが、子育て期の女性(30歳から59歳)<sup>iii</sup>には明確な正の関係性が見られた。つまり、日本においては子育て期の女性の社会進出している都道府県では出生率が高くなる、という関係があるのである。

**図表2 各都道府県の女性労働力率と出生率の相関係数**

	総数	15-29歳	30-44歳	45-59歳	60歳以上
出生率との相関係数	0.172	-0.091	0.43	0.436	-0.111
相関度	なし	なし	中程度あり	中程度あり	なし

(参考資料) 厚生労働省 人口動態統計、社会保障・人口問題研究所 人口統計資料集

以上より、OECD諸国のデータで見れば女性活躍推進(女性労働力率の上昇)と脱少子化に関しては両立するともしないとも言えない(国によってばらつきがある)が、日本についてみれば、女性活躍推進と脱少子化の両立は可能であると考えても良いのではないかと、ということが出来るだろう。

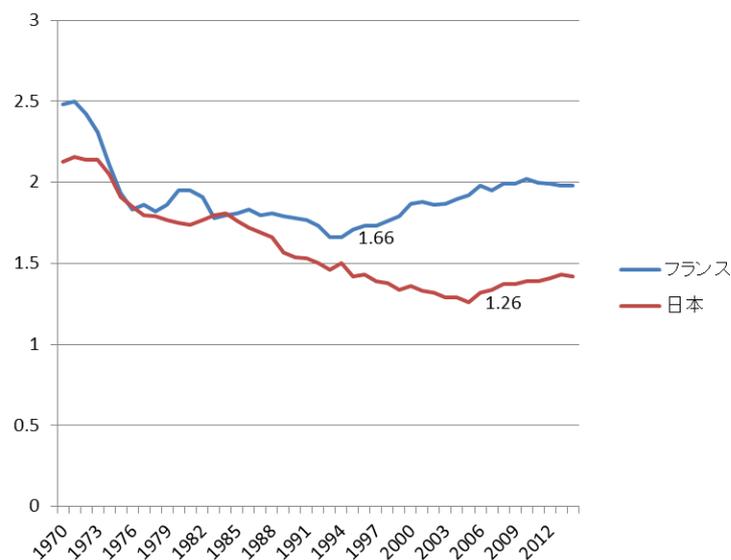
# 1—フランスにおける脱少子化対策の段階的考察

## 1 | フランスと日本の出生率の推移は3フェーズに分類される

本稿においてフランスの脱少子化対策を考察するにあたり参考にした先行研究を末尾に示した。

先行研究を考察することで筆者はあるひとつの事実に基づいてフランスの少子化対策を考察すべきではないかと考えた。フランスは確かに脱少子化に成功した国ではあるものの、出生率の谷（一番低い部分）が日本に比べると随分高い（図表3）。日本は出生率1.5未満の超少子化状況が1993年から20年以上続いているが、フランスはこの超少子化に至る前に出生率回復に成功している。

図表3 1970年から2014年までの日本とフランスの出生率の推移



(資料) OECD Demography Database より筆者作成。

フランスの長期的な出生率の推移は、日本の出生率との比較（図表3）を前提とすると、以下の特徴的な3つのフェーズに分類することが可能である。

つまり、この3フェーズごとの政策を再考察することにより、特にわが国の少子化対策に有効な教訓を得ることが可能ではないか、と考えた。これまで専門家等によって論じられてきた様々なフランスの少子化対策をフェーズごとに段階をおってみてゆくことで、新たな気づきを得る、というものである。

### フェーズ1 戦後～1984年（日仏出生率急低下期）

戦後、戦争のための人口増強策からの開放等により、両国とも出生率が1.8まで急速に低下

### フェーズ2 1985年～1992年（日仏出生率の格差拡大期）

当該フェーズのスタートでは、現在日本が目指している出生率1.8に両国ともあった

しかしここから、フランスは出生率の低下が鈍化する一方で、日本は急速に低下を続行  
両国の出生率に明確な差が生じ始めた時期

### フェーズ3 1993年～現在（フランス出生率回復・日本超少子化移行期）

同フェーズのスタートでフランスは出生率の底値 1.66 を経験した後、出生率を回復  
日本は同時期、超少子化に突入、その後 2005 年に出生率 1.26 の底値を経験し、  
その後も 1.5 までには回復せず

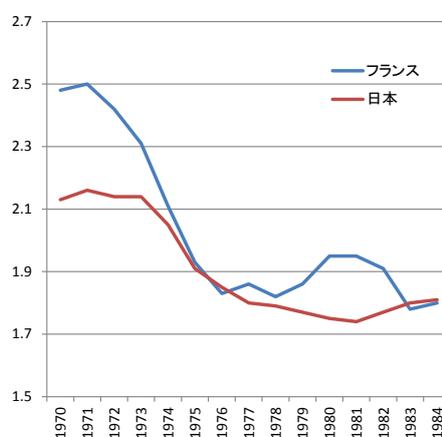
注目すべきは、第2フェーズ始期の1985年以降、両国の出生率が差の広がりを見せ始めたことである。また、1993年以降にはその差を加速化させている。ゆえに、フランスの子育て支援策を考察するには、この3つのフェーズを意識し、特にフェーズ2、フェーズ3のフランスに影響したと思われる支援策を注目すべきであると考えられる。

## 2 | フランスの子育て支援策 - 第1フェーズ（日仏出生率急低下期：第二次世界大戦後～1984年）

第二次世界大戦が終結したのは1945年であるが、1968年の5月革命をきっかけとして起こったフェミニズム運動まで、フランスの女性は日本の女性よりも自由な権利を与えられていなかった。子育て支援という観点から言えば、母親が育児に専念して家庭に入るのが当たり前という社会であったので、社会からの働く女性への保育支援的なサービスはほぼ見られない。

人口問題的に見ると、1970年代まで中絶は女性にとって犯罪であり（男性側は無罪）、女性は避妊も離婚も資産保有も法律によって禁止されていた。日本は戦後ほどなくしてやむをえない事由による中絶が優生保護法によって可能となり、妻側からの離婚は明治時代から可能であった。このことから考えると、フランスの女性は1970年代まで法律によって、その生き方をかなり強く家庭に縛られていたことになる。

図表4 第1フェーズの日本とフランスの出生率の推移



### (1) 妊娠・出産の選択の自由法制化と出生率の急低下

フランスにおいて日本でいうところの「女性活躍」が開始されたのは1970年代である。1972年から大学への進学が男女平等となり、フランス女性の大学進学率が上昇する。子どもの養育や家の財産等、家庭において父権が絶対的であったフランスにおいて、避妊（67年）、中絶（75年）離婚（75年）等、この時期相次いで選択の権利を女性を得ることで、女性は社会に男性とほぼ同じ立場で進出

することが可能になっていったのである。

現在フランスでは、主婦がほとんどいなくなり、主婦 (*femme au foyer*) という言葉がほぼ死語となった。ゆえに、現在のフランスにおいて、第1フェーズは「メイドのように閉じ込められていた女性たち」(ドラ 2015) が仕事を求めて社会へ飛び出していった時代、と表現されている。

女性が妊娠・出産に関する重要な選択の権利を得た 70 年代フランス。

この時期、フランスでは日本を上回る勢いで出生率が急落している。1975 年には初めて出生率が 2.0 を下回り、その後は緩やかに上下しつつも低下し続けてゆく。

それまでは犯罪行為とされ罰せられた避妊や中絶の選択が女性に認められたのであるから、出生率の低下は当たり前とも言える。図表 4 の出生率の推移を見ると、この第1フェーズ、特に 70 年代においては、日本において生じていた出生率の減少よりもよりラジカルにフランスの出生率が低下している。70 年代のフランスの出生率のこの急低下は、女性の社会進出による部分もあるものの、むしろ中絶や避妊にかかわる法律の現代化による部分に注目すべきであろう。

## (2) 出生率低下の減速効果はあったものの反転効果は発揮しなかった金銭的政策

フェーズ1において、日本と比較して際立った少子化対策(当時はそのような認識ではなく女性の就労支援として拡大されたものである)は 1945 年に開始されていた産休制度の拡大(1971 年)と育児休業制度の導入(1977 年)である。

まず産休制度の拡大についてであるが、フランスにおいては戦後、産休に対しては 50%の給与保障制度が導入されていた。女性が安心して社会進出しつつ出産できる社会の準備として、1971 年には 90%の給与保障にまで制度拡大が行われた。

この 90%支給、という数値は非常に高い数値である。日本の出産手当金は現在においても給与の 3分の2に留まっている。また、女性活躍推進の最先端国と言われるスウェーデンにおいても現在でも 80%支給であることがフランスのこの 90%という保証率の高さを示している。そのような高い支給率を早期から実施していたフランスであるが、この 90%への支給拡大では 70 年代の出生率の急激な低下には歯止めがかからなかったことが図表 4 からわかる。

同じく図表 4 を見ると、フランスの出生率が 1980 年、1981 年においてのみ、一時的な急回復を見せていることがわかる。これについては、第 20 代大統領ジスカル・デスタンの就任最後の年に実施された極端な金銭的出産奨励策によるものである。

当時このばら撒き政策は「ジスカルルの 100 万サンチーム<sup>iv</sup> (*million de centimes de Giscard*)」(江口 2009) と呼ばれ批判も大きかったが、70 年代の急激な出生率の減少を受け全会一致で可決された政策であった。第3子以降には、第1子ならびに第2子に支給される 5000 フランの倍額の 1 万フランを産前産後手当金として支給する、というものである。さらに第3子以降のメリット政策として、家族手当金<sup>v</sup>の支給率アップ、産休期間の引き上げ(16 週→26 週)も行われた。

家族手当とは、第二次世界大戦前の1932年に創設された歴史あるフランスの制度である。子どものいる（年齢制限はこの当時16歳）家庭へ、月額で現金が支給される。子育て中の家庭の生活水準を維持させるための制度であり、現在のフランスにおいても行われている。子育て中の家庭であることを事由に、所得制限なく毎月支払われるこの家族手当が「フランスの手厚い子育て支援策」として日本において紹介されることがある。しかし、この制度は第二次世界大戦前からある制度であり、この制度があっても、1970年代、80年代のフランスにおいて継続的な出生率の減少があったことを指摘したい。

上記のような第1フェーズの最後のジスカール大統領の大盤振る舞いの出産奨励策は、結果的にフランスの財政難を引き起こし、また図表4からもわかるように、出生率の上昇も一時的なものにとどまるという結果となった。

次に、育児休業制度導入についてであるが、日本では1992年に育児休業法によって育児休業制度が制度化された一方、フランスではその15年も前の1977年に、従業員200名以上の企業の従業員に関して最長2年間の育児休業を制度化している。しかしそれでも、フランスにおける第1フェーズの急激な少子化には歯止めがかからなかった。

### 3 | フランスの子育て支援策 - 第2フェーズ(日仏出生率の格差拡大期 : 1985年~1992年)

#### (1) 女性活躍のベースとなる基本的法権利の整備完了

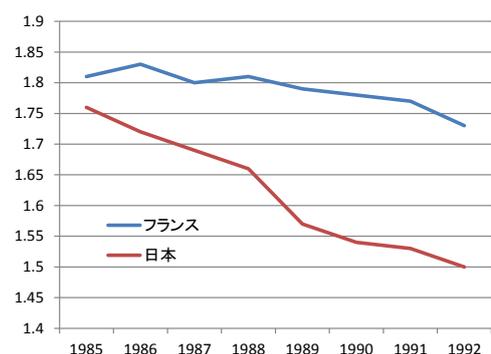
現在、安倍政権が掲げる一億総活躍社会で目標とされている出生率1.8。

この数値は、30年前に始まる第2フェーズ開始時点では、日仏両国ともに維持していた数値であった。

しかし、この時期に1.8から出生率が緩やかな低下にとどまったフランスに対し、日本は先進国最速と言われる出生率の低下をみせた(図表5)。

第2フェーズにおいて、フランスの女性は社会進出に不可欠な基本的な法権利をほぼ獲得する。第1フェーズの終盤の1981年、フランスはミッテラン大統領率いる左派政権へ変化した。このミッテラン政権下の1983年、フランスでは通称ルーディ法(Loi Roudy)と呼ばれる男女職業平等法が成立している<sup>vi</sup>。また第2フェーズの開始年である1985年に、フランスにおいて夫婦の財産所有権が平等となり、女性の社会進出に不可欠な経済的な権利もようやく法整備された。

図表5 第2フェーズの日本とフランスの出生率の推移



## (2) 子育て支援手当政策のコントロールを強化するも出生率反転はならず

1994年まで続くミッテラン大統領下の左派政権の子育て支援策を一言で示すならば「家族給付・育児等手当の大掛かりな見直し政策」（図表7）である。

既存の出産育児にかかる金銭的な支給制度を廃止・新規創設など統合・拡大し、支給要件などを緩和した。

しかし結論から言うと、残念ながらこの時期（フェーズ2）を通して、フランスにおける出生率の回復は起こらなかった（図表5）。

各種の子育て支援手当金の管理運営が、同時期の日本のような急速な出生率減少の抑止政策にはなかったことが図表5からは見て取れる。しかし、出生率を反転上昇させる、という目的には寄与しなかった。

ただ、出生率の回復には至らなかったものの、第2フェーズスタート時点ではほぼ同じ1.8程度の出生率から、日本ほどの急速な出生率の低下を起さなかったフランス。

女性活躍推進策として、母親が安心して就業継続できるための保育費用に寄与する、育児親手当（APE）や自宅保育のシッターを雇用することを支援する第2フェーズで登場した各種手当創設が、出生率が下がり過ぎない（超少子化に突入しない）ことには寄与したと思われる。

## (3) 「出産か、就業継続か」の二者択一社会からの脱却

この第2フェーズは、女性活躍推進の視点でみるならば大きな成果があった期間といえる。

OECD Labor Market Statistics のデータによれば、1970年にはまだフランスに存在していた「年齢階級別女性の労働力率のM字カーブ」は、第1フェーズの1980年には解消された。

育児中のため休職したり、短時間勤務に切り替えたりしている女性の給与を、企業にかわって社会保障が補填する制度（図表6のAPE参照）がこの時期さらに拡大された。そのため、企業としては育児中の女性をレイオフせずに雇用継続させることがさらに容易となった。一方、女性も出産後のレイオフの可能性が低くなったため、より安心して出産を検討できるようになった。つまり、この時期にフランスの女性は「出産か就業継続か」の二者択一の束縛となりうる環境からは解放されたのである。

というのも、第2フェーズの終わりの1991年には、フランスの女性労働力率は1980年のそれよりも更に上昇し、ほぼ現在の女性労働力率の曲線に近い形状に変化している。

出生率反転までの効果はなかったものの、この時期、女性活躍推進はフランスにおいて進展した。

第2フェーズにおいて、フランス社会は「出産か就業継続か」二者択一社会から脱却でき、そして次なる第3フェーズにおいて、出生率が急上昇する。

**図表 6 左派政権における家族給付・育児等手当の大掛かりな見直し政策**

(1985年1月4日法律)

○育児親手当等創設

・「乳幼児手当 (allocation au jeune enfant:通称 AJE)」創設

(3歳未満の子を持つ家庭に支給される手当金)

→代わりに「家族補足手当」(3歳未満の子を対象)と「産前産後手当」を廃止

・「育児親手当 (allocation au parentale d' education:通称 APE)」創設

→第3子以上を出産したために仕事を短縮・中断した親に最大2年間支給

(算定月額額の62.4%→86年には90.2%)

(1986年12月29日法律)

・「育児親手当 APE)」支給率142.57%に引き上げ、支給期間3年に延長、受給要件大幅緩和

(出産前10年のうち2年就労)ただし、「乳幼児手当:AJE)」との併せて支給不可に変更

・「在宅育児手当 (allocation de garde d' enfant a domicile:通称 AGED)」創設

→3歳未満の子を在宅で世話するもの(親が個人で雇用するシッターなど)

に支払う社会保険料を補助する

・「乳幼児手当:通称 AJE)」が「乳幼児手当 (allocation pour jeune enfant:通称 APJE)」

に改称

(1990年7月6日法律)

・家族給付の対象となる子どもを16歳から18歳に延長

(在学・教育訓練中であれば20歳までは不変)

・「乳幼児保育雇用援助 (Aides a l' emploi pour la garde des jeunes enfants)」創設

→自宅保育のために人を雇用した場合にかかる費用に対し、一定の補助を行う

・一般社会拠出金(社会保障目的税)を導入し、家族手当金に充当

## 4 | フランスの子育て支援策

### - 第3フェーズ(フランス出生率回復・日本超少子化移行期 : 1993年～現在)

第1フェーズ、第2フェーズのフランスにおける子育て支援策は、少子化ストップというよりは、むしろ女性活躍推進策として奏功したことはここまでに述べたとおりである。

第2フェーズにおける子育て支援策「家族給付・育児等手当の見直し政策」は、出生率の低下の度合いを低める働きはあったが、出生率上昇までには奏功せず、フランスの出生率は低下を続けた。

つまり、低下する出生率を反転させる、という意味では金銭的な政策は成功したとはいえないであろう。

先述の通り、それでもフランスの出生率は第2フェーズ中も下がり続け、1993年出生率1.66という出生率の底を経験する。

しかし、つづく第3フェーズでフランスは一気に出生率を回復してゆく(図表7)。

日本はこの第3フェーズの前年の1992年に育児休業法が施行され、育児休業にかかる事業者の義務、労働者の権利が法制化されている。これは日本での第2フェーズにおける急速な出生率の低下(図表5)に対応するものであった。しかし、その後も出生率は急速に下がり続け、2005年には出生率1.26という出生率の底を経験する。日本は現在も含め、第3フェーズは出生率が1.5を下回る超少子化状態を継続中である。

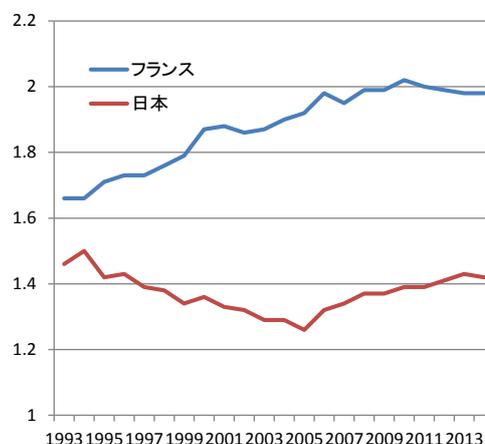
この第3フェーズのフランスにおける脱少子化策を知ることは、ある程度女性活躍が進んでいた(M字カーブが解消し、女性が出産か就業継続か、の二者択一を迫られていない)フランスにおいて、という前提条件はあるものの、少子化対策を考える上で、大きく寄与する政策であると見ることが出来るだろう。

#### (1) フランスの出生率が日本の目指す1.8に到達するまでの政策(～2000年)

##### — 「生物時計」周知の奏功 —

第3フェーズの始まりである1993年はまさにフランスの政権交代の時期であり、左派政権から保守共存内閣がスタートした。1994年7月25日法律(通称シモーヌ・ベイユ法)が成立し、フランスの現金給付中心の家族政策が大きく方向転換することになる。同法は「国家の未来は家族にかかっている。ゆえに家族政策は総合的でなければならない。」(1条)とし、これに基づいて次々と現物給付

図表7 第3フェーズの日本とフランスの出生率の推移



的な政策の見直しが行われた。

現在日本が標榜している出生率 1.8 にフランスの出生率が回復したのは 2000 年の 1.87 である<sup>vii</sup>。この 2000 年までに行われた金銭的な政策は、

- ・「育児親手当 APE)」を第 3 子以降から第 2 子以降、パート労働にも支給に拡大
- ・家族給付の対象となる子どもを 18 歳から 20 歳に延長（大きな子ども政策）

という従来からの政策を拡大させたものにとどまっている。

この第 3 フェーズに、「家族政策は総合的でなければならない」という言葉を象徴するかのような、斬新な施策が開始された。少子化をストップさせるための啓蒙キャンペーンが国家を挙げてフランスで開始されたのである。

フランスは第 1 フェーズで述べたとおり、女性が避妊や中絶を選択することが 70 年代まで法律によって禁止されていた。日本に比べても女性の妊娠出産の自由が長く奪われていた国である。

そのような社会への反発として、70 年代にフェミニズム運動（Mouvement de Liberation des Femmes：通称 MLF）が発生したのは第 1 フェーズで述べたとおりである。そのフェミニズム運動の中心人物となった二人の女性思想家によって発表され、MLF のキャッチフレーズとなったのが、“Un enfant, si je veux, quand je veux!” 「子どもは私が欲しいときに産む！」であった。

このキャッチフレーズは、フランスの女性のフェミニズム運動ならびに社会進出のシンボルとなる言葉として、フランスでは広く知られている。しかし、この 70 年代の女性による生物学的な選択の自由を意味する言葉は、第 3 フェーズの 1990 年代に入ったフランスでは、脱少子化の観点ではネックともなっていた。

世界銀行のデータによれば、女性の社会進出とともに、日本に同じくフランスでも出産年齢の上昇がおこっていた。70 年代は 26 歳であった出産年齢が 90 年代には 28 歳へと着々と上昇する。このことをフランス政府はさらなる出生率低下につながる、看過できない状況であると危惧した。第 2 フェーズで折角「出産か就業継続か」の二者択一とならない社会に変化を遂げたにもかかわらず、「就業しつつ出産できるなら、とりあえず出産は先延ばしで」という選択がおこなわれつつあることを、平均出産年齢上昇データが示していた。

そこで、今から 20 年前の 1990 年代、政府はメディア・医療機関・大学等教育機関と連携して「生物時計（horloge biologique）」を社会全体に周知させるキャンペーンを開始したのである。キャンペーンの内容はいたってシンプルである。女性のフェミニズム運動の成果としての“Un bebe, quand je veux!”（欲しい時に子どもは産むのよ!）の意識を、“Un bebe, quand je peux!”（できるうちに子どもは産むのよ!）に官民一体となって変えてゆく、というものであった。

第3フェーズの1990年代において、メジャーな女性誌や新聞等で年齢的な不妊についての特集が組まれるなど、「生物時計」は社会に迅速に伝わる形で啓蒙が行われた。現在のフランスにおいてはこの「生物時計」の概念は当たり前の知識として周知されている<sup>viii</sup>。

この取り組みに関して日本では、昨年2015年に公布された平成27年少子化社会対策大綱において初めて妊娠出産適齢期教育が記載されたばかりであり、20年の遅れをフランスにとったことになる。

この「生物時計」に関する官民一体の啓蒙は、その後も現在に至るまで、フランスの重要な人口政策の一つとなっている。

## (2) フランスの出生率が1.8から2.0に到達するまでの諸政策（2000年～2006年）

### —もう一押しの政策として—

ここからは現在の日本が目指す出生率1.8をフランスが凌駕してからの政策であるので、喫緊の課題として優先的に必ずしも日本がとりくまなければならない政策、というわけではない。しかし、この2000年からのフランスの政策は、現在の日本では見られないものが多く、いずれも先進的な政策であるといえる。そこで、第3フェーズの後半となる2000年以降2006年まで、すなわち、フランスの出生率を1.8から2.0に上昇した期間の新規の主な家族政策について以下、簡単に概観する。

#### ●事実婚カップルの法的権利付与

フランスの出生率が1.8を超えた2000年の丁度前年である1999年、フランスでは、婚姻関係のない異性または同性カップルに対して一定の法的保護を保証する「民事連帯契約：PACS」に関する法律が成立した。

フランスの出生率に関する議論として、このような結婚形態の多様性への社会の認容性の高さが挙げられることがある。しかし、事実婚によるカップルの権利が法的に認められたのは、すでに出生率が1.79まで上昇していた1999年であることを指摘しておきたい。

#### ●日本にみない制度の強化

この時期、まだ日本では制度化していない家族政策が次々と強化された。

##### 1. アシスタント・マテルネル増員（2000年8月1日政令）

「幼稚園か保育園か」といった施設思考の保育政策が中心となってきた日本に対し、フランスはあくまでも在宅保育を中心に考える特徴がある。そのことが如実に現れている改革といえる。

大幅増員された「アシスタント・マテルネル」とは、日本の制度に引きなおして簡単に言うと、幼稚園教育資格をも持っている保育士であり、保育士の家で、一定数の子どもを預かり保育する。

在宅保育、というとシッターが自宅を訪れることを思い浮かべがち日本人にはなれない感覚であ

るが、「幼児教育の資格を持った人が近所の子どもを数人まとめて預かる制度」と考えるとわかりやすい。日本においても保育ママという制度はあるが、このような幼稚園にかわる預け先となる資格は保有していない。

## 2. 親看護手当 (allocation de presence parentale) 2001 年創設

日本では国の制度として障害児童福祉手当という制度があるが、あくまで障害者にたいして支給されるものとなっている。フランスのこの手当は就労支援手当として支給される面が強調されていることは興味深い。育児や介護によって就労が中断・減少することはあっても「働かない」という選択がなるべくなされない誘導的な政策の面も持ち合わせている。

## 3. 父親休暇 (conge de paternite) 2002 年創設

— 社会保障財政法によって創設。子どもの出産・養子迎え入れの場合、  
父親が 11 日を上限として休暇を取得可能

日本では育児・介護休業法により両親平等に休業取得の権利があるとしているため、どうしても歴史的な社会背景から女性が休業取得するパターンとなっている。厚生労働省平成 26 年度雇用機会均等調査によれば、男性の育児休業取得率は女性の 86.6% に対し 2.30% にとどまっている。フランスのこの父親休暇は父親のみ取得可能な制度であり、開始初年度には利用者が 6 割にのぼっている。

### ● 「生物時計」強化政策として

#### 「生物医学庁 (Agence de la Biomédecine)」2004 年創設

ヒトに関する最先端医療を専門に扱う機関。不妊治療を専門的に管轄する。フランスの全不妊治療機関の許認可を行い、全治療データの収集権限をもち、その解析結果による成果の低い医療機関の指導も行う。フェーズ 3 の前半で述べた「生物時計」の啓蒙の理念に基づき、不妊治療の開始年齢の早期化による成功率の引き上げを実現させている。

フランスの出生率引き上げに関する政策の「最後の追込み時期」といえる第 3 フェーズ後半。この時期には、徹底した不妊治療の管理が国によって行われるための専門機関が設立された。登録制であるわが国の不妊治療クリニックと異なり、フランスは国の許可制であり、そのパフォーマンスも国によって管理・改善指導が行われている。

## 2——フランスの脱少子化政策の段階的な総括と日本への示唆

### 1 | まず「出産か、就業継続か」二者択一社会からの脱却を達成したフランス

#### (1) 政策内容そのものではなく、何を狙った政策かが重要

フランスの少子化政策を評価する際に、「総合的な家族政策」（1994年シモーヌ・ベイユ法以降の政策タイプ）が奏功した、という意見が述べられることがあるが、これには細心の注意が必要である。

フランスの出生率は1993年に1.66の底を経験したが、段階的考察から鑑みると、この1993年までの間に、子育て女性の就業継続を積極的に促す政策が先にあった。

フェーズ1で述べたように、フランスは1970年代まで著しく女性の権利が制約されていた。つまり、1970年代までは、避妊・中絶・離婚の選択権、財産権を持っていない中で、「家庭にいたることが安定した状態」となる女性達によって、達成されていた高出生率であった。

5月革命を端緒とするフェミニズム運動を経て避妊・中絶の選択の自由が認められ、1970年代に女性が自らの身体のコントロールの自由度が増すことによって社会進出を本格化させる中、社会進出した女性が以前よりも産まなくなることは、自明すぎる結果であった。

85年に男女の財産権が平等となり、女性も財産が所有できるようになったこと、1971年に産休の給与保証90%引き上げられたこと、保育手当の充実などにより、「出産・育児で出産前のように働けなくなっても、お金に困らない」政策が最もはやくから打ち出されたことで、経済的な理由から出産を捨てても就業継続を選択することにならないような社会作りが行われたことは看過してはならない。

フランスに同じく、日本においても女性活躍推進と少子化対策を両立させたい、と願うのであれば、子育て期の女性の就業継続率上昇に関する検討が優先課題となる。就業を捨てなければ出産育児ができない、という女性への心理的プレッシャーは、女性活躍推進のためにも、脱少子化にもマイナス要素となるからである。

とはいえ、女性の就業継続率上昇の政策が、そのまま出生率アップの直接的な効果のある政策になるわけではない。

フランスにおいて、1980年、つまり出生率が1.66の底にむかう前に、子育て期年齢の女性が労働市場から退出する「出産か就業継続かの二者択一社会」は、すでに解消されていた。

このことから、いまだ女性労働力率のM字カーブ現象が残る日本において、出産か就業継続かの二者択一社会からの脱却は、少子化対策のベースとして、最低限必要不可欠な対策であると思われる。

つまり、出産のために就業を諦める女性が一定数いる社会というのは、同時に、就業のために出産を諦める女性がいる社会である、ということでもあるからである。図表2で見たように、都道府県別データを用いると、日本では子育て期の年齢の女性の労働力率と出生率には正の相関が見られていることから、二者択一社会からの脱却は少子化対策としても必要であると考えられる。

第2フェーズで述べたが、大きな政府を基本とするフランスにおいては、手当等の「お金の政策」が年齢別女性労働力率のM字カーブ解消政策となった。では、日本でもお金の政策が子育て期の女性の就業継続に効果的といえるのであろうか。

ここで日本とフランス、両国の男性の働き方に注目したい。女性が社会進出したその先にある、労働市場の条件の差を見てみよう。

フランスでは、男性の長時間労働者比率が日本の約二分の一である（図表8）。フランス人はヨーロッパの中でも長い2ヶ月のサマーバケーションをとることで有名であり、そもそも男性の労働時間が短い。ゆえにフランスでは、今まで男性が主力として働いていた労働市場への参加を女性が決定する際に、「出産育児して仕事を中断・短縮しても、お金には困らないよ。その間の給与負担を社会保障に転嫁できるため、企業もレイオフしないよ。」という条件さえ提示されるならば、比較的容易に参加を決めることができるのである。また、長時間労働者を前提としていない企業は、女性労働者を受け入れてきやすかったといえる。

つまり、フランスの労働市場は「男女問わず活躍可能な身体的ダイバーシティ型の労働市場」であったといえる。

一方、日本はどうであろうか。フランスに比べるまでもなく、先進国の中では高出生率国のスウェーデン、イギリスなどと比べても、日本は男性の長時間労働者比率が高い。日本の女性活躍推進が、男性のそれと同じ働き方を求めるものであるならば、世界に冠たる長時間労働を前提とした妊娠・出産を女性に求めることになるだろう。これは、あまりにも女性の身体に酷な労働参加条件である。

長時間労働と妊娠・出産の両立が困難であるために、従来どおり、妊産期の女性が労働市場から退出してしまうことは必定であろう。すなわち、他国に比べ日本は「参加者を選ぶ身体的非ダイバーシティ型の労働市場」となっている。

日本においてはM字カーブの解消には、フランスのようなお金の政策云々以前に、先進国でトップクラスの長時間労働の問題が、妊産期にある女性の就業継続の最も高い壁となっていることを指摘したい。これからは本格的に、フランス型の「男女問わず活躍可能な身体的ダイバーシティ型の労働市場」を目指さなければならない。

図表 8 世界トップクラスの男性の長時間労働者比率である日本 (2013年：単位%)

	日本	フランス	スウェーデン	イギリス	ドイツ	オーストラリア
男	30.5	15.2	10.5	17.7	15.5	20.7
女	9.8	6.0	4.3	6.1	4.8	7.1

(参考資料) 総務省「労働力調査」より筆者作成：全産業対象・週49時間以上労働者の割合

## (2) 女性活躍推進法の成立と長時間労働の関係

(1) を踏まえ、では、男性労働者を中心とする日本の長時間労働を前提とした労働市場を是正するため、実際どのような政策が進むと考えられるであろうか。

昨年、日本において女性活躍推進法が成立した。

1985年の男女雇用機会均等法が「男性と同じ職場への女性への門戸開放」を求める法律、1992年の育児休業法が「男性中心の職場でも女性特有の出産にまつわる猶予期間を与える」法律、であるとするならば、2016年の女性活躍推進法は、「女性が男性と同じ職務を行うため障壁となる男性中心の働き方を見直す」法律と位置づけられる。

この女性活躍推進法によって、301人以上の事業主は以下が義務となった（300人以下事業主は努力義務）。このうち、特に③は、今後女性労働者が就業先を選択する際の大きな関心ポイントともなる公表、といえる。

### ①自社の女性の活躍状況の把握と課題分析

- －女性採用比率、勤続年数の男女差、労働時間の状況、管理職の女性比率等の状況把握
- －改善すべき事情の分析（法8条3項前段）

### ②女性活躍推進に向けた行動計画策定・届出・社内周知・公表

### ③自社の女性活躍に関する情報の公表

- －インターネットの利用その他の適切な方法による公表（法8条5項、省令4条）
- －おおむね1年に1回以上、公表日を明らかにして、インターネットの利用その他の方法により、女性の求職者等が容易に閲覧できるように公表しなければならない（省令19条3項）
- －公表する情報については、その時点に得られる最新の数値（特段の事情のない限り、古くとも公表時点の事業年度の前々事業年度の状況に関する数値）とする必要

長期の低出生率継続をうけて今後加速的に労働力人口が減少する中、優秀な人材の確保を求めてこの公表を強化する企業が増加すること、結果、より女性の就業継続に不利な条件を公表せざるを得な

い企業の淘汰が起こること、が予想される。

③において、1つ以上公表義務がある、とされた事項は以下の通りである。

- ・採用した労働者に占める女性労働者の割合
- ・男女別の採用における競争倍率
- ・労働者及び派遣労働者に占める女性労働者の割合
- ・男女の平均継続勤務年数の差異
- ・10事業年度前及びその前後の事業年度に採用した労働者の男女別の継続雇用割合
- ・男女別の育児休業取得率
- ・1か月当たりの残業時間数
- ・雇用管理区分ごとの1か月当たりの残業時間数
- ・有給休暇取得率
- ・係長級にある者に占める女性労働者の割合
- ・管理職に占める女性労働者の割合
- ・役員に占める女性の割合
- ・男女別の職種又は雇用形態の転換実績
- ・男女別の再雇用又は中途採用の実績

公表事項の中に、「男女の平均継続勤務年数の差異、男女別の育児休業取得率、1か月当たりの残業時間数、雇用管理区分ごとの1か月当たりの残業時間数、有給休暇取得率」といった、「時間」に関わる項目がある。このような「時間」公表項目は、出産育児を考える女性就業（希望）者の注目事項である。

労働人口が減少してゆく中で、日本は妊産期世代の女性が労働市場から退出してしまうM字カーブ解消が、労働力確保のために必要である。ゆえに、今後一層、これらの「時間」公表項目の競争優位を企業が高めてゆくことが求められるであろう。企業が労働人口の減少に直面してゆく中、労働力となる女性から選ばれる企業となるために、M字カーブの底となっている（労働市場から退出してしまう）30代女性の働き方について、特に変革を行うことが必要である。

以上から、企業は同法の「時間」公表項目に今後重点をより一層おく必要があるであろう。企業の人材獲得競争を高める効果を目指す同法を活用し、特に妊産期世代の女性をターゲットとした事業計画書の策定と、その運用を事業主に期待したい。

## (2) 男性は意外と育児参加していないフランス、でも女性も同じ

フランスはラテン系の民族が主体となった国である。ヨーロッパで同じくラテン系というとスペイン（2013年1.32）、イタリア（2013年1.39）、ポルトガル（2013年1.28）、といまだ日本以下の超出生の国が並ぶ。こうしたラテン系の国の特徴にあげられるのが「伝統的家族観」であり、育児・介護は女性の仕事と考える価値観が一般的な国々である。

女性活躍と脱少子化対策で先進国とされるスウェーデンなど北欧諸国と異なり、フランスはどちらかといえば日本に近い伝統的価値観が残っている国である。内閣府によれば、6歳未満の子どもをもつ夫の1日当たり育児時間は日本39分、フランス40分である。男性の育児参加、という意味では日本と大して変わらないのである。しかし育児ではない家事参加となると、日本は1時間7分、フランスは2時間30分と日本の男性の倍以上、家事参加していることになる。それでもフランス男性の家事参加時間は北欧、イギリスなど他の脱少子化先進国より短い<sup>ix</sup>。

では、やはり男性の育児参加は少子化対策にならないのか、というと、フランスは女性も育児時間が短いことで知られている。日本の女性が3時間2分に対し、フランスの女性は1時間57分で、これも脱少子化先進国スウェーデン・ノルウェー・イギリスよりも短い。

育児時間で見ると日本は妻が夫の4.7倍、フランスは2.9倍の時間となり、男女間の負担感の際が両国では大きく異なることがわかる。

フランスの女性は夫が日本の夫と同じくらいしか育児をしていないのに、なぜ日本の妻よりも負担が少ないのか。これは大戦前のフランスの乳母文化を背景とする、「母親＝育児に専念する」とは必ずしも考えない文化によるところが大きい。これは脱少子化を果たした北欧諸国の価値観と合致している。

そのため、フェーズ2で早々に「在宅育児手当:AGED)」が創設されるなど、自宅に保育人を雇うための補助政策がフランスでは当然のように少子化対策の必須政策として打ち出されてきた。

フランスには施設に預けない保育を可能とするための家庭的保育人材が多様に存在し、この文化が女性活躍推進と少子化対策を両立させる保育需要の調整弁となっている。

フランスでは現在においても、実に63%が在宅保育（2014木村）である。

この在宅保育システムの充実は、大型の保育施設を設置するよりも財政的・時間的な負担が少ないことを指摘しておきたい。

日本では児童福祉法の改正により2008年にガイドラインがようやく制定され、2010年からようやく家庭的保育事業が国の制度として本格的にスタートした。日本でも最近になってようやく在宅保育が事業として法制化された。しかしながら、日本においては保育というどうしても施設型が重視され、両親以外の手による家庭的保育になれない社会ではあるものの、待機児童問題がまだ施設拡大が待機児童増加をもたらすいたちごっことなっている現状の中、在宅保育の強化についてより一層の普及に向けた検討が望まれる。

## 2 | 「生物時計」に関する社会の啓蒙が出生率急上昇に寄与したフランス

女性活躍に関する社会整備が進む中、フランスは1993年に出生率の底1.66を経験した後、わずか7年後の2000年には出生率を1.8超まで回復した。フランスの出生率はなぜ上昇に転じたのか。

シモーヌ・ベイユ法によって総合的な家族政策が打ち出されたというものの、金銭的な部分では家族給付が18歳から20歳になる、第2子まで育児親手当給付が拡大したという今までの制度の枠組みの拡大であった。ゆえに社会保障的なこの時期の政策を睨んでいても、いまひとつ出生率の急上昇の原因究明にはつながりにくい。

この出生率が急速に回復していった丁度1990年代に、政府によって官民一体となってキャンペーンが開始された妊産適齢期を社会全体に周知させる「生物時計」理念の普及運動。これは先述の通り、戦後長く過酷な性差別のあったフランスにこそおこったフェミニズム活動が背景となっている。フェミニズム運動のキャッチフレーズが「私たちは産みたい時に産むのだ」となっていた、そのような社会であったからこそ、政府は出産年齢上昇による生物学的な出生率の低下を危惧し、フランスならではの政策を打ち出したのであった。

フランス政府の高官が「20年前から力を入れてきた」とする政策が、政府の狙い通りの効果をみせたことは図表8の通りである。

## 3——「女性活躍推進→少子化→人口減少」のサイクルを終わらせるために

フランスの政策を日本にそのまま持ち込むことは「結婚文化が違う」「社会保障支出の割合が違う」「一体的な家族政策が重要」などと片付けられてしまうことも少なくない。しかしながら、このようなドラスティックな社会改革論に注目するその前に、もっと注目すべき根幹的な政策があることを段階的な考察は示している。

### <ステップ1：二者択一社会からの脱却>

まずはフランスが最初に達成した、女性が子育てのために労働市場から退出してしまう「出産か就業継続かの二者択一を迫る労働環境」(M字カーブ)の改革。

妊娠・出産をしつつ女性が就業継続可能な勤務時間体制を提供することが、女性活躍推進と脱少子化を同時に推進するためには必須となる。また、出産育児による家庭生活レベルの低下を阻止するためには、子どもをもつ家庭への社会保障の強化(大きな政府化)、または子どもを持つ家庭の経済力の向上、が必要となる。

ここで、「男女問わず活躍可能な身体的ダイバーシティ型の労働市場」のフランスの場合は、出産か就業継続かの二者択一社会を脱却しているため、社会保障をうけつつも女性が働くことが想定される。しかし「参加者を選ぶ身体的非ダイバーシティ型の労働市場」の日本の場合は、女性活躍するには長時間労働の壁が存在することと、それによって出産と就業継続の二者択一社会が残っていることから、

闇雲に子育ての社会保障を増やすことは女性活躍推進にマイナスの効果を及ぼす可能性も考えなければならぬ。

そう考えると金銭的な政策よりも、まずは長時間労働を見直し、女性が就業継続と出産を同時に選択する可能性を拡大すること、すなわち女性活躍推進法に基づく事業計画の妊産期世代の女性をターゲットとした策定が先決ではないだろうか。

#### <ステップ：2 生物時計の啓蒙・周知>

次に「生物時計」の啓蒙である。筆者がこれまで発表したレポート等に対し、女性のみならず、妻をもつ男性から多数の声が寄せられた。「妻に申し訳ないことをした。あの時、妊娠したいという妻に、もう少し仕事を頑張って職場の地位を固めてからにしたらよいのでは、といった自分は大変愚かでした。もっと早く出産適齢期のことを知っていたなら。」女性だけでなく、夫となる男性、そしてその女性を雇用する経営者、すべての人々が知っておかなければならない少子化社会の常識を日本は置き去りにしがちである感が拭えない。

少子化対策を国際比較して語る時、日本からすれば斬新な家族のカタチなどに目を向けて、「あの国は日本とは全く別の文化だから、出生率が高いのだ。」という意見が語られやすい。しかし、文化に関わらず着手可能な、有効な回答があることを、フランス少子化脱却の道程を段階的にみてゆくことで、気がつくことができるのではないだろうか。

## 【参考文献一覧】

- 星 三和子. “フランスの子育て支援の発展と現状—日本の子育て支援を考える上での考察—”. 名古屋芸術大学研究紀要.2013,第 34 号,p279-294
- 参議院調査情報担当室. “フランスにおける子育て支援”. 経済のプリズム.2014,第 131 号
- 江口隆裕. 「子ども手当」と少子化対策.法律文化社,2011,p1-50
- レジス・アルノー. “少子化対策のヒントは出産天国フランスにあり”. Newsweek,2012,8 月 15 日&22 日号
- クレア・ランドバーク. “フランスの働く母が幸せな理由”. Newsweek,2013,1 月 29 日号
- 山崎加津子. “フランス、ドイツの少子化対策”. エコノミスト,2011,4 月 5 日号
- 齋藤益子・松永佳子・大澤豊子・宮本郁子. “ドイツとフランスにおける母子の支援と家族政策—母子保健研修旅行での学び—”. 保健師ジャーナル.2010,Vol66,No.5,p460-464
- 北村邦夫. “ユニークな少子化対策への提案—キーワードは男女間のコミュニケーションスキルの向上—”. 公衆衛生,2009,73(8),p23-28
- 内閣府.平成 26 年版 子ども・若者白書.2014,p30-31
- OECD. “格差縮小に向けて—なぜ格差縮小は皆の利益となり得るか。—”. 日本カントリーノート.2015,5 月 21 日号
- 江口隆裕. “フランスの少子化対策の意義—出産奨励策は有効か—”. 2009,50(8),p2-8
- ドラ・トーザン. “フランス人は「ママより女」”. 小学館文庫,2015,261p
- 安部雅延. “少子化対策先進国フランスへの幻想と真実”. 正論.2014,9 月号,p298-304
- 木下裕美子. “フランスの子育て支援事情”. 生活協同組合研究.2014,3 月号,p28-35
- 水野圭子. “フランスにおける子育て支援”. 労働法律旬報. 2012,No.1761,p32-38
- 内閣府.平成 17 年版国民生活白書.2005,p67-74
- 糖塚康江. “フランスにおける職業分野の男女平等政策—2008 年 7 月憲法改正による「パリテ拡大」の意義—”. 企業と法創造.2011,7(5),p70-87
- 内閣府経済社会総合研究所. “フランスとドイツの家庭生活調査—フランスの出生率はなぜ高いのか—”. 2005,p35-42
- NHK 取材班.産みたいのに産めない—卵子老化の衝撃—.文藝春秋,2013
- 栗林靖. “産婦人科医からの少子化に対する警告”. 公益社団法人日本産婦人科医会第 79 回記者懇談会,2014

- 
- i 合計特殊出生率（ごうけいとくしゅしゅっしょうりつ）TFR）は一人の女性が一生に産む子供の平均数を示す数値。
- ii ピアソン相関係数：0.05
- iii 日本の第一子出産年齢が30歳を超えていることを前提にいわゆる子育て期の女性であると考ええる。
- iv フランスのユーロ統合前の貨幣単価。1フラン=100サンチーム。
- v 家族手当—フランスの家族手当の歴史は非常に古く、法制化されたのは第二次世界大戦前の1932年である。当時は義務教育就学年齢（当時は13歳）までの子を持つ労働者に対して支給される手当としてスタートした。その後、ヒトラーを筆頭とする全体主義が台頭した1930年代の世界情勢を背景として、フランスの人口減少を阻止するための出産奨励策へと拡大する。1939年には家族法典が成立し、家族手当の支給内容も多岐に拡大された。
- vi 日本では1979年国連総会採択の女子差別撤廃条約をうけ、1985年に男女雇用機会均等法が成立した。フランスに2年、均等法整備が遅れた。
- vii 小数点以下第2位を四捨五入するならば、1998年に出生率が1.76となり1.8に到達している。
- viii 天野馨南子. [「女性活用・女性活躍」で女性が苦しまないために - 女性が真に幸せなキャリアデザインを描くため、私たちが本当に知らなくてはならないこと。](#) 研究員の眼,2014、NHK取材班.産みたいのに産めない—卵子老化の衝撃—文藝春秋,2013 参照。
- ix NPO法人ファザーリング・ジャパンHP公表値。
- x 最後に、施設型から在宅型への保育への発想の転換が挙げられるだろう。日本でもようやく家庭保育事業が2010年に制度化されてスタートしたばかりであり、いまだ日本では保育というと、施設で、という固定観念が強い。これは、家庭における保育の責任は親（母）である、という伝統的家族観に支配されているから、ともいえる。  
保育問題については、長時間労働問題が軽減されれば、残業等で生じる夜間保育ニーズは軽減される。夜間保育または長時間保育対応できない園があることで生じる待機児童・預け先確保問題はある程度緩和される。